

# 庄内町 産後ケア事業のご案内

お母さんが、安心して子育てできるよう、  
心身のケアや育児サポートなどを受けることができます。

<利用できる方> 庄内町に住所がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

ホームページ

<サービス内容> ・お母さんと赤ちゃんの健康状態のチェック  
・授乳、沐浴、育児相談 等



## 宿泊型

(1泊3食付き)

利用回数：5泊まで

## 日帰り型

(昼食付 ※保健センターを除く)

利用回数：5回まで

## 訪問型

(助産師の訪問)

利用回数：5回まで

利用施設	利用月齢	利用区分	料金	
			利用料	多胎児加算
日本海総合病院	生後3か月未満	宿泊	3,000円	840円
いちごレディースクリニック	生後4か月未満	宿泊		
産婦人科・小児科三井病院		日帰り	2,000円	500円
		宿泊	3,000円	840円
鶴岡市立荘内病院		生後12か月未満	日帰り	2,000円
	訪問		500円	150円
訪問				
Dear Diary(酒田市)	日帰り		1,000円	250円
なんば助産院(鶴岡市)	日帰り			
ごっと助産院	訪問			
はぴねす助産院	訪問			
庄内町保健センター※	日帰り			

※保健センターの担当助産師は、ごっと助産院又ははぴねす助産院となります

- ◎ベッド等の状況により、希望の日に利用できないことがあります。
- ◎申請方法は、裏面をご覧ください。
- ◎各施設の利用時間など詳細についてはホームページをご確認ください。
- ◎里帰り先での利用を希望される場合は、事前にお問合せください。
- ◎非課税世帯・生活保護世帯の方は利用料が異なりますのでご相談ください。



なんば  
助産院



ごっと  
助産院



はぴねす  
助産院



Dear  
Diary

問合せ

庄内町子育て応援課 子ども家庭支援係(子ども家庭センター) ☎0234-42-0164

# 利用申請の流れ

◎利用を希望する場合は、庄内町役場 子育て応援課 こども家庭支援係へ申請書を提出してください。  
※利用者本人以外が申請するときは、同一世帯の方に限ります。



電子申請は  
こちらから

## 申込み

【申請時に必要なもの】

- ①産後ケア事業利用申請書
- ②母子健康手帳
- ③下記に該当する方は、当該年度の世帯の町民税課税証明書  
(1)利用される年の1月1日に町内に住所を有していない方 ※4月～6月の利用にあってはその前年  
(2)当該年度分の市町村民税が課せられていない方

## 利用決定

申請後、利用希望施設と調整し、産後ケア事業利用承認（不承認）通知書を郵送しますので、  
利用施設、日時、注意事項等をご確認ください。

## 利用当日

【持参するもの】

- ①母子健康手帳
- ②マイナ保険証(資格確認証)※母と子の分
- ③庄内町乳児医療証

※利用料は、後日納付書にて請求します(金融機関または役場自動精算機のみでの支払い)  
★電子申請をされた方は、クレジット・PayPayより支払い方法を選択できます

## ◎注意事項

- ・原則お母さんと赤ちゃんは同室となります。
- ・赤ちゃんのごきょうだい等のご一緒の利用はできません。
- ・キャンセルは、利用前々日の10時までに下記へご連絡ください。  
※利用施設の規定に基づき、キャンセル料が発生する場合がございます。  
利用者様負担となりますのでご了承ください。料金等の詳細は、直接利用希望施設へご確認ください。
- ・予約状況により、ご希望の日に利用できない場合があります。
- ・利用中は、施設のルールをお守りください。

## 里帰り先での利用について

里帰り先の自治体が委託している医療機関等で利用された場合のみ、庄内町の委託先との委託料に準じて費用を補助します。

### ～ご利用の流れ～

- ①ご自身で里帰り先自治体の委託先へ、利用希望の連絡(日程調整)をしてください。
- ②利用が決定したら町への連絡と利用申請(上記流れのとおり)をお願いします。
- ③利用料金については医療機関等へ全額自己負担いただき、利用日から6か月以内に庄内町へ償還払の申請手続きをしてください。(申請時点で町内に住所を有する方)  
申請には、領収書の写しと母子健康手帳が必要となります。

お問合せ

庄内町役場 子育て応援課  
こども家庭支援係(こども家庭センター)  
TEL:0234-42-0164

